特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「の規定による」を「に規定する場合における」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える住宅品質確保法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十四条第三項	この節	この節及び履行確保法
第八十五条第一項	解任	解任（この項の規定により国土交通大臣の認可を受けて支援等の業務に従事している役員が特別支援事業等の業務にも従事する場合における当該特別支援等の業務に従事する役員としての選任及び解任を除く。）
第八十七条第一項	センターは、	センターは、登録住宅性能評価機関から
	の業務（	の業務（同項第四号の業務にあっては、履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁に関するものを除く。
	、登録住宅性能評価機関から負担金を	の負担金（以下この条において「評価住宅負担金」という。）を、履行確保法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下この条において「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。）から保険住宅関係業務（第八十三条第一項第四号の業務（履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁に関するものに限る。）、第八十三条第一項第七号の業務（履行確保法第三十三条第一項に規定する建設工事の請負契約に関するものに限る。）及び特別支援等の業務をいう。）次条及び第九十二条において同じ。）の実施に必要な経費に充てるための負担金（以下この条において「保険住宅負担金」という。）を、それぞれ
第八十七条第二項	前項の負担金	評価住宅負担金及び保険住宅負担金
第八十七条第三項	、負担金	評価住宅負担金
	納付方法を	納付方法を、住宅瑕疵担保責任保険法人に対し保険住宅負担金の額、納付期限及び納付方法を、それぞれ
第八十七条第四項	登録住宅性能評価機関	登録住宅性能評価機関及び住宅瑕疵担保責任保険法人
	負担金	それぞれ評価住宅負担金又は保険住宅負担金
第八十八条	とその他の業務に係る経理とを	、保険住宅関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ
第九十一条第一項第一号	第十条、第十条第二項若しくは第十九条、	第十九条の規定又は
	又は	若しくは
第九十二条	評価住宅関係業務	評価住宅関係業務及び保険住宅関係業務
第百四条第一号	第八十二条第三項	第八十二条第三項（履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第百四条第二号	第九十一条第一項	第九十一条第一項（履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第百六条第一号	第八十二条第三項	第八十二条第三項（履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、次号及び第三号において同じ。）
第百七条	前条まで	前条まで（第百四条及び前条の規定を履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第九条を第十条とする。

第八条中「の規定による」を「に規定する場合における」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える住宅品質確保法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四条第一号	第八十二条第三項	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第八十二条第三項
第百七条	前条まで	前条まで（第百四条の規定を履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（法第十条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第四条　法第十条第二項の規定による承諾は、供託建設業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る発注者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該発注者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

２　供託建設業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る発注者から書面等により法第十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該発注者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。